

## 令和元年度第3回人権教育学級

### (差別をなくす市民の集い)

日時： 8月22日(木) 13:30～15:30

場所： ビーコンプラザ 国際会議室

テーマ： 「そうだったのか！部落差別問題」  
～同対審答申から部落差別解消推進法～

講師： 全国隣保館連絡協議会／副会長・同協議会九州ブロック協議会／会長  
福岡県嘉麻市立嘉穂隣保館／館長

橋垣 秀則 さん

#### 橋垣 秀則さんのプロフィール

- 1954年 福岡県山田市生まれ
- 1980年 旧嘉穂町の土木技術職員として採用、(測量士・水道技術管理者)  
土木課・農業土木課・水道課・税務課・教育委員会・社会教育課などで勤務。
- 2001年 人権・同和対策課嘉穂隣保館へ異動
- 2006年 市町合併により、嘉穂市職員となる。
- 2014年 人権・同和対策課長で定年退職
- 2014年～ 嘉穂隣保館長として、再任用され現在に至る。

#### 【現在】

- 2014年～ 全国隣保館連絡協議会／副会長  
同協議会九州ブロック協議会／会長  
福岡県隣保館連絡協議会／会長  
福岡県嘉麻市立嘉穂隣保館／館長



<講師の橋垣 秀則 さん >

## 講演概要

### そうだったのか！部落差別問題 ～ 同対策答申から部落差別解消推進法 ～

差別の起こりは、中世ではあるが、身分制度が確立されたのは江戸期である。

#### 中世に生まれた身分差別

差別は受けたが緩やかな差別・・・  
伝統芸能や庭園作り、革などの加工や生活用品の生産など必需品を生み出す技能集団ともいえる。

#### 近世に確立された身分制度

豊臣から徳川へと引き継がれ、江戸期に確立、差別することを強制した。  
革などの加工や生活用品の生産など必需品を生み出す技能集団であることは変わらない。

#### 水平社宣言

京都市 岡崎公会堂 1922（大正 11）年 3 月 3 日 日本初の人権宣言

#### オールロマンス事件

オールロマンスという雑誌に投稿された「特殊部落」という名の小説  
問題点・・・同和地区が実名で表記された。

#### 同和対策審議会答申から

##### 地域改善対策協議会意見具申まで

##### <同和対策審議会答申>

部落差別の解消は、「国民的な課題」であり、  
「国の責務である」と明記した。

#### 答申の前文

- ・同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- ・審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないとした。

#### 経過

昭和 4 0 年 審議会答申  
昭和 4 4 年 同和対策事業特別措置法成立  
昭和 5 7 年 地域改善対策特別措置法成立

皆さんにも課題として与えられた。

## 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)

2002年、33年間に及んだ特別措置法が切れた。  
措置法の失効＝同和問題の終結と捉えられた。

## 地域改善対策審議会意見具申 地対協意見具申

同対審答申は、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘

### 心理的差別の解消と啓発及び教育の充実

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

同和問題の教育・啓発が人権教育・啓発に組み込まれていった。

## 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

2016年 12月16日 公布・施行

恒久法なので法律が切れることはない。

### ☆法律の意義と成果

#### ①部落解放基本法の宣言法的部分

#### ②教育・啓発法的部分の実現

国が部落差別の存在を認める

部落差別という明確な用語を使用

部落差別は許されないものであると明記

部落問題解決を実現するための施策展開における国及び地方公共団体の責務

この法律を皆さんといっしょに育てていかなければならない。研修会を積み重ねることが大事。

#### ③相談体制の充実

#### ④部落問題に関する教育及び啓発の実施を明記

#### ⑤部落差別実態調査の実施を明記

### ☆課題は・・・？

・理念法であり努力義務であるので、部落差別に対して禁止規定がない。



<熱心に講演に聞き入る参加者>

### <差別解消のための他の法律>

**障害者差別解消法** 2013（平成 25）年 6 月制定  
2016（平成 28）年 4 月 1 日施行

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供義務

**ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律)**

2016（平成 28）年 6 月 3 日施行

#### **アイヌ民族に関する法律**

**アイヌ文化振興法(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律)**

1997 年～

**アイヌ支援新法(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律)**

2019 年～

### <終わりに>

**差別しないことが当たり前の社会を そして  
地域づくりや仲間づくりを**

**多様化する人権課題をどう学ぶのか？**

**これが……皆さんへの宿題です。**

